

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設  
整備候補地選定結果

報 告 書

令和元年 10 月

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会

## 目 次

1 選定委員会 .....	1
(1) 委員会の概要 .....	1
(2) 委員会開催の経過.....	2
2 候補地に係る基本条件.....	3
3 候補地の選定 .....	4
(1) 候補地選定の手順.....	4
① 第1次選定 .....	4
② 第2次選定 .....	4
③ 第3次選定 .....	4
(2) 第1次選定の条件と結果.....	5
① 第1次選定条件.....	5
② 第1次選定結果.....	7
(3) 候補地の情報提供の募集.....	9
① 募集方法 .....	9
② 寄せられた情報の取扱い.....	9
③ 寄せられた情報の件数.....	9
(4) 第2次選定の条件と結果.....	11
① 第2次選定条件.....	11
② 第2次選定結果.....	14
(5) 第3次選定の条件と結果.....	19
① 第3次選定条件.....	19
② 第3次選定結果.....	20

## はじめに

一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会は、組合の基本構想に基づく施設の整備候補地を検討するため、平成30年9月12日に設置されて以来、令和元年10月15日までの約1年1か月の間、延べ8回にわたり委員会を開催し選定作業を進めました。

選定に当たっては、自然環境、交通、防災、経済面などの条件のほか、幅広い角度から検討を重ねるとともに、候補地の現地調査を通じて候補地の現況把握に努め、ここに「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定結果報告書」としてまとめました。

なお、本委員会の審議内容は、審議過程の透明化に資するため、個人情報など公開にあたり支障となる情報を除き、原則公開としました。

令和元年10月18日

一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会  
委員長 中 澤 廣

生活環境保全や資源の有効活用といった観点から、資源循環型社会の形成が重要性を増してきています。

特に、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進める環境行動、いわゆる3R（スリーアール）による廃棄物の減量化や、廃棄物の焼却で発生する熱エネルギーの有効利用などに取り組むことが、今では当たり前の社会になってきました。

このような中、岩手県は廃棄物の焼却処理においてダイオキシンの発生抑制や熱エネルギーの有効利用などに向け、平成11年3月に「岩手県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内を6ブロックに区分してブロックごとにごみ処理広域化を推進する方針を示しました。

県の広域化計画を受け、県南地区の市町村は平成12年10月に「県南ブロックごみ処理広域化推進計画」を策定し、広域化計画を推進する検討組織として平成15年7月に「県南地区ごみ処理広域化検討協議会」を設置しました。協議会は、平成25年11月に「県南地区ごみ処理広域化基本構想」を策定し、一関清掃センターと大東清掃センターを統合して焼却処理施設で発生するエネルギーを有効活用するという整備方針を示しました。

一関地区広域行政組合は、この基本構想に基づき、平成29年3月に「廃棄物処理基本構想」を策定し、一関清掃センターと大東清掃センターを統合し、エネルギー回収型廃棄物処理施設を整備する方針としました。

## 1 選定委員会

### (1) 委員会の概要

一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会（以下「委員会」という。）は、平成30年9月に設置された。

委員会の所掌事項は、一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）が平成29年3月に策定した廃棄物処理基本構想に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設及び関連施設の整備候補地の選定に関すること並びにその他必要な事項である。

委員会は、管理者が委嘱する学識経験者及び有識者の計7名で構成し、委員は表1のとおりである。

表1 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会委員名簿

氏名	備考	専門分野等
委員長 中澤 廣	工学博士 (岩手大学名誉教授)	廃棄物処理工学
副委員長 千葉 啓子	医学博士 (岩手県立大学盛岡短期大学部名誉教授)	環境影響評価
委員 東 淳樹	農学博士 (岩手大学農学部)	動物生態学
委員 大河原 正文	工学博士 (岩手大学理工学部)	地盤工学
委員 田中 一幸	(一般財団法人日本環境衛生センター)	廃棄物処理
委員 平塚 明	理学博士 (岩手県立大学名誉教授)	植物生態学
委員 山本 博	(元県南広域振興局副局長)	行政有識者

(2) 委員会開催の経過

委員会は、平成30年9月からおおむね2か月に1回の頻度で開催し、候補地の現地調査を含めて約1年1か月の間に計8回開催した。

委員会の開催経過と主な内容は、表2のとおりである。

表2 委員会開催の経過と主な内容

回	開催日	主な協議内容等
第1回	平成30年 9月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>委嘱状交付</li> <li>委員長・副委員長互選</li> <li>エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備計画について</li> <li>候補地選定の手順について</li> </ul>
第2回	11月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備候補地の条件について</li> <li>第1次選定の条件について</li> </ul>
第3回	12月17日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1次選定の結果について</li> <li>候補地の情報提供を求めることについて</li> <li>第2次選定の条件等について</li> </ul>
第4回	平成31年 3月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次選定の条件等について</li> </ul>
第5回	令和元年 5月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次選定の結果について</li> <li>第3次選定の方法について</li> </ul>
第6回	7月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次選定について</li> </ul>
第7回	9月11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査対象候補地の決定について</li> </ul>
第8回	10月15日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次選定候補地について</li> <li>候補地選定委員会報告書について</li> </ul>

## 2 候補地に係る基本条件

候補地の選定に当たり、整備するエネルギー回収型一般廃棄物処理施設等の概要については表3のとおりとし、基本条件については表4のとおりとした。

表3 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等の概要

項目	概要	
施設規模	焼却処理能力 105 t /日 (稼働開始年度に応じ適宜見直す)	
敷地面積	約 4 h a (40,000 m <sup>2</sup> )	
対象廃棄物	焼却対象一般廃棄物 (可燃性粗大ごみを含む)	
使用年数	40 年程度 (使用開始後 20 年程度で基幹改良を想定)	
整備内容 (予定)	エネルギー回収棟	廃棄物を焼却し、発生するエネルギーを回収する
	管理・啓発棟	職員の事務室及びごみ処理状況の見学、ごみの処理過程の展示などを行う環境学習施設
	計量棟	廃棄物を搬入搬出する車両を計量する
	ストックヤード	リサイクル施設に送る資源物や不燃物を保管する
	資材棟	施設で使用する薬品や資機材等を保管する
	車庫棟	施設で使用する重機・車両等を保管する
	駐車場	来館者、職員、作業従事者分として 80 台程度
	洗車場	収集運搬車両等を洗車する
	災害時ストックヤード	災害時に多量に発生する災害廃棄物を保管する
	リサイクル棟	既存 2 施設を廃止後に整備する (敷地のみ確保)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー回収型一般廃棄物処理施設で回収したエネルギー (余熱、電力) は場内利用を行い、さらに場外への供給を想定している。</li> <li>リサイクル施設は、当面、既存のリサイクル施設 (一関清掃センターリサイクルプラザ、大東清掃センター粗大ごみ処理施設) を継続稼働するが、将来的にエネルギー回収型一般廃棄物処理施設に併設整備する。</li> </ul>	

表4 候補地選定の基本条件

項目	条件
選定範囲	一関市、平泉町 (一関市狐禅寺地区を除く)
必要面積	約 5 ha (50,000m <sup>2</sup> ) ( 内訳 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等敷地 : 約 4 ha 余熱活用施設敷地 : 約 1 ha )
その他	余熱活用施設の整備は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地が決定した後に地域と協議のうえ検討されることから、候補地選定においては余熱活用施設の敷地面積を仮に約 1 ha と設定して必要面積に加えて選定することとする。

### 3 候補地の選定

#### (1) 候補地選定の手順

候補地選定作業は、3段階で進めることとし、それぞれの段階で行う作業の概要を次のとおりとした。

##### ① 第1次選定

必要面積等から整備可能地域の条件を設定し、法的規制や災害の影響など、施設整備に不適切と考えられる区域を除外し、残った範囲から条件に適合する地域を抽出する。

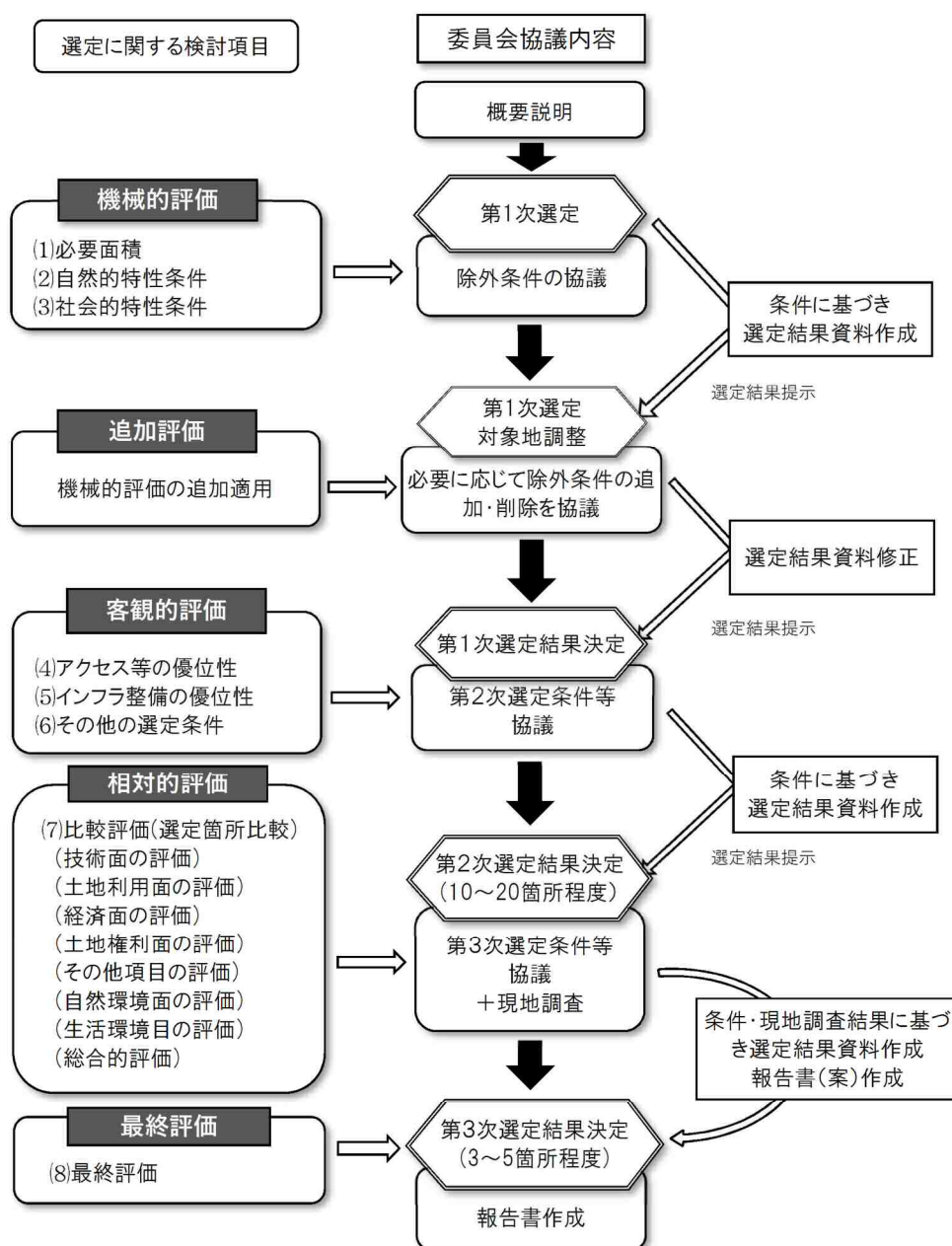
##### ② 第2次選定

アクセスやインフラ整備の優位性、人口分布等の諸条件により、更に絞り込む。

##### ③ 第3次選定

技術、環境、経済面などを総合的に評価して、合理的な箇所を複数選定する。

#### 候補地選定フロー



(2) 第1次選定の条件と結果

① 第1次選定条件

第1次選定では、自然的特性条件及び社会的特性条件により規制を受ける区域を回避することにより、選定対象地域の絞込みを行った。

ア 自然的特性条件

自然公園、保安林、鳥獣保護区特別保護地区などのほか急傾斜崩壊危険区域など災害の影響を受ける区域など、表5に掲げる条件を自然的特性条件とし、これらの規制を受ける区域を極力回避する。

表5 自然的特性条件

条 件	法令等	規制区域及び法的規制の内容	備 考
1 自然公園地域	自然公園法第5条	優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の推進を図ることを目的として国又は県が指定 一定の行為については国又は県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
2 自然環境保全地域	自然環境保全法第17条、第22条 岩手県自然環境保全条例	自然環境の保全が特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を目的として国又は県が指定 (国が定める自然環境保全地域は管内に該当なし) 一定の行為については国又は県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
3 環境緑地保全地域	岩手県自然環境保全条例	良好な環境を維持するために必要な区域で一定規模以上の面積のものうち、自然環境を保全するために必要なものとして県が指定 一定の行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
4 鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条	鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、国又は県が指定 (国が定める鳥獣保護区特別保護地区は管内に該当なし) 一定の行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
5 国有林	森林法第7条の2、第10条の2	林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図ることを目的に、国が保護管理している森林 1ha以上の開発行為は県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
6 保安林	森林法第25条	森林の保続培養と森林生産力の増進とを図るため、森林区域として国有林については国が指定 転用するには国又は県の指定解除が必要	条件が該当する全域を除外
7 河川区域	河川法第6条	河川、河岸、河川管理施設の敷地である土地の区域及びそれらを一体として管理する必要があると河川管理者が指定した区域 一定の行為については河川管理者の許可が必要	条件が該当する全域を除外
8 緑の回廊	—	希少な野生生物の生育・生息地等を保護・管理する保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生生物の移動経路を確保することを目的とし、国が指定	条件が該当する全域を除外



条 件	法令等	規制区域及び法的規制の内容	備 考
9 砂防指定地	砂防法第2条	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止又は制限すべき土地として国が指定	条件が該当する全域を除外
10 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条、第7条	崩壊するおそれのある急傾斜地でその土地及び近くの土地の改変による危険を防止する必要がある区域で県が指定 一定の行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
11 地すべり防止区域	地すべり等防止法第18条	地すべりのおそれの極めて大きい地域及びそれに隣接する地域として国が指定 一定の行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
12 地すべり危険地区	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	地形図や過去の災害履歴などから判断して地すべりが発生する可能性があり、人家、河川、鉄道、官公署に被害を生ずるおそれのある箇所県が指定 一定の行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
13 山腹崩壊危険地区	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	山地災害危険地区で山腹崩壊土砂が公共施設又は人家等に影響を及ぼすおそれがある箇所県が指定 一定の行為については県の許可が必要	影響範囲を半径100mとして除外
14 なだれ危険地区	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	山腹に積もった雪が斜面を崩れ落ち、公共施設又は人家等に影響を及ぼすおそれがある箇所県が指定 一定の行為については県の許可が必要	影響範囲を半径100mとして除外
15 崩壊土砂流出危険地区	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、公共施設又は人家等に影響を及ぼすおそれがある箇所県が指定 一定の行為については県の許可が必要	影響範囲を半径100mとして除外
16 土石流危険溪流	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある溪流で県が指定 一定の行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
17 地すべり地形分布図	一(国立研究開発法人防災科学研究所調査)	地すべり変動によって形成された地形的痕跡である「地すべり地形」についてその外形と基本構造(滑落崖・移動体)をマッピングしたもの	条件が該当する全域を除外
18 浸水想定区域	水防法第14条	指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定	条件が該当する全域を除外

イ 社会的特性条件

都市計画用途区域、文化財、景観地区など、表6に掲げる条件を社会的特性条件とし、これらの規制を受ける区域を回避する。

表6 社会的特性条件

条 件	法令等	規制区域及び法的規制の内容	備 考
19 都市計画区域	都市計画法第8条、第29条	用途地域の指定は、良好な市街地形成と住居・商業・工業などが適切に配置された合理的な土地利用を実現するため、それぞれの地域に応じ建築物の用途、容積率、高さ等に制限を加えるもの	工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定区域を除外
20 文化財等	文化財保護法第27条外	歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料 現状を変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には国の許可が必要	影響範囲を半径100mとして除外
21 埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法第95条	埋蔵文化財を包蔵する土地、又はその範囲一定の行為については国への届出が必要	条件が該当する全域を除外
22 重要文化的景観	文化財保護法第134条	景観計画区域又は計画地区内にある文化的景観で、県又は市町が保存措置を講じているもののうち、特に重要なものとして国が選定 一定の行為については国への届出が必要	条件が該当する全域を除外
23 巨樹・巨木林	—（環境省調査）	環境省調査により保存していくことが重要とされている巨樹・巨木林	影響範囲を半径100mとして除外
24 景観地区・準景観地区	景観法第61条、第74条	良好な景観の形成のために国が指定し、一定の制限を定めるもの	条件が該当する全域を除外

② 第1次選定結果

第1次選定では、自然的特性条件及び社会的特性条件により規制を受ける区域を回避したことにより、一関市及び平泉町の全体面積のうち約4割を候補地選定の対象から除外した。

その結果、第1次選定で除外されなかった区域は約75,427.2haであり、図1のとおりとなった。

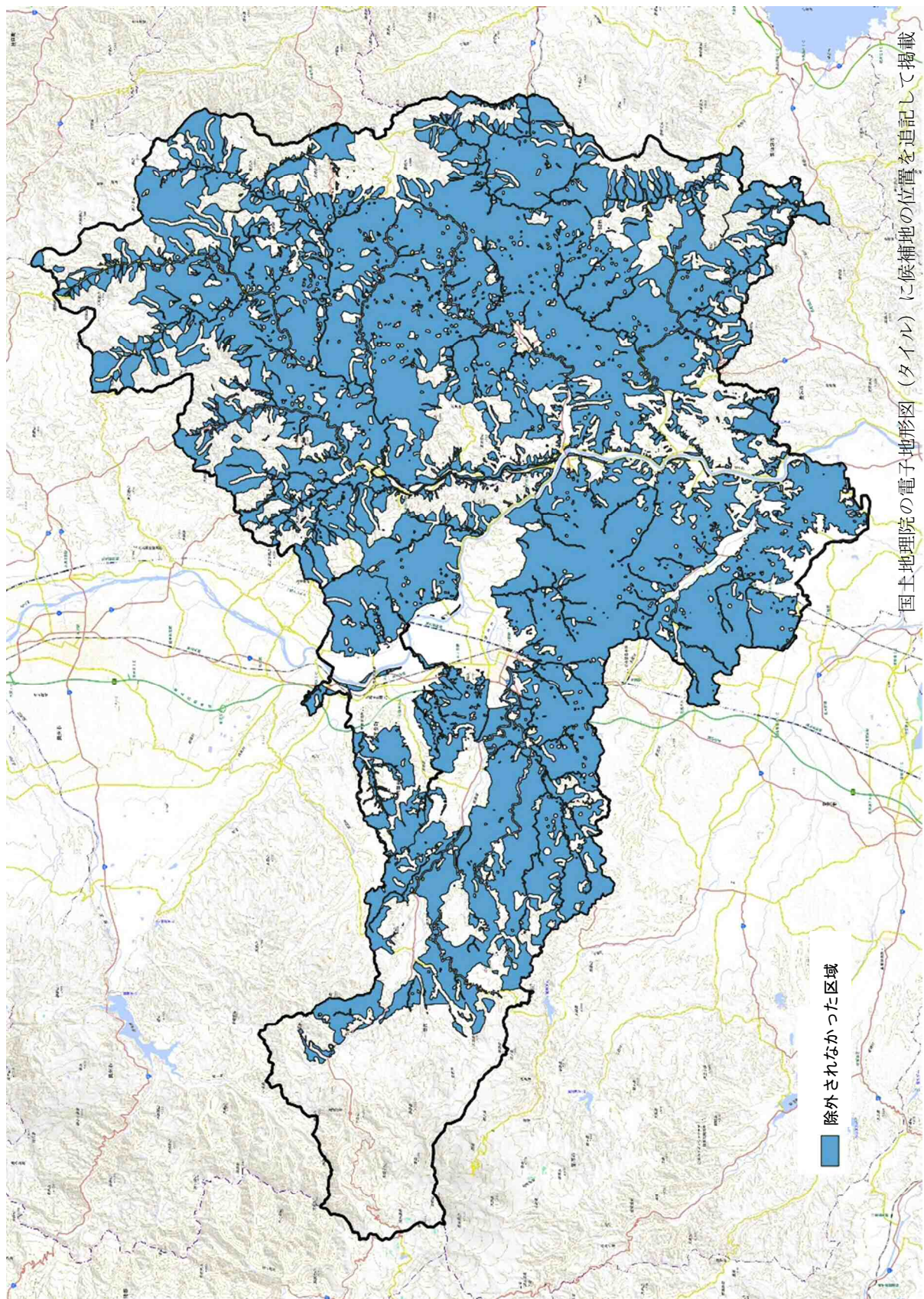


図1 第1次選定結果

### (3) 候補地の情報提供の募集

第2次選定の段階において、委員会が、今後、候補地を絞り込むに当たっては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備に対する地元の理解や土地の現況などの情報が重要要素となり、事業の実現性に大きく関係するものと捉えた。

一方、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の候補地については、その選定を委員会が行っていることは組合ホームページのほか一関市及び平泉町の広報を通じて周知してきており、報道もなされてきた。このことを受け、住民や任意団体などから候補地として提供してもよいという土地の情報が自発的に寄せられていた。

これらのことから、委員会では第2次選定の段階で、候補地として提供してもよいという土地の情報を広く一般公募し、その情報を候補地の選定評価に反映することとした。

#### ① 募集方法

候補地に関する情報提供の募集は、次の方法により行い、情報提供の希望者に対し、資料と必要書類の様式を送付した。

##### ア 周知方法

(ア) プレスリリース（平成30年12月）

(イ) 組合ホームページへの掲載（平成30年12月～平成31年3月）

(ウ) 一関市及び平泉町の広報紙への掲載（平成31年2月号：1月下旬発行）

##### イ 募集期間

平成30年12月25日（火）～平成31年3月29日（金）

※ 当初の募集期間は、締切日を平成31年2月28日（木）までとしていたが、締切日が近づいても問い合わせが続いていたことから、締切日を1か月延長した。

#### ② 寄せられた情報の取扱い

寄せられた情報は、第1次選定で回避する区域に該当しないことを確認した上で、第2次選定の評価に反映した。

具体的には、事業の実現性を考慮し、「土地取得の容易性」の項目において評価した。

「土地取得の容易性」については、候補地選定の重要な要素となることから、早い段階で考慮することが望ましく、そのため寄せられた情報については、第2次選定で10か所～20か所程度の候補地に絞り込む段階で選定評価に反映することとした。

#### ③ 寄せられた情報の件数

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設と同時に募集した一般廃棄物最終処分場の候補地情報と合わせて、合計18件の情報が寄せられた。

寄せられた情報の内訳は次のとおりであり、一覧を表7に示す。

ア エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の候補地としての情報 13件

イ 一般廃棄物最終処分場の候補地としての情報 12件

ウ 両施設を一体的に整備する候補地としての情報 9件

表7 寄せられた情報

No.	主な字名	おおよその面積	対象施設		
			エネルギー回収型一般廃棄物処理施設	一般廃棄物最終処分場	両施設の一体整備
1	一関市弥栄字丑子畑	9.6ha			○
2	平泉町平泉字南沢	7.3ha	○	○	
3	一関市萩荘字栃倉	4.2ha		○	
4	一関市花泉町金沢字滝ノ沢外	84.7ha			○
5	一関市花泉町老松字蛭沢西平外	10.5ha		○	
6	一関市舞川字河賀慶	22.0ha	○		○
7	一関市滝沢字藤	15.9ha	○		
8	一関市弥栄字丑子畑	1.4ha	○	○	
9	一関市巖美町字外谷地	2.2ha	○		
10	一関市滝沢字草刈場	7.3ha	○		○
11	一関市滝沢字道目木外	20.5ha	○	○	○
12	一関市千厩町奥玉字飛ヶ森外	309.8ha	○	○	
13	一関市千厩町千厩字北ノ沢外	20.8ha	○	○	○
14	一関市千厩町千厩字下木六	4.1ha		○	
15	一関市花泉町花泉字駒場外	49.5ha	○	○	○
16-1	一関市花泉町老松字下宮沢	10.0ha	○		○
16-2	一関市花泉町日形字中通	25.6ha		○	
17	一関市弥栄字丑子畑	2.1ha	○	○	
18	一関市弥栄字石名坂外	11.8ha	○	○	○
計	18件		13	12	9

※寄せられた情報で複数の字が含まれる場合、最も面積が大きい字を「主な字名」として表記した。

(4) 第2次選定の条件と結果

① 第2次選定条件

第1次選定において選定された範囲から、絞り込み条件により絞り込みを行い、次に比較評価により順位を付け、10か所～20か所程度の候補地を選定することとした。

ア 絞り込み条件

表8及び表9に示す絞り込み条件により、適切な区域を抽出する。

表8 絞り込み条件

条件	条件の考え方	絞り込み方法
人口分布	一般廃棄物の排出量は人口の分布と密接な関係があるため、人口分布を考慮した候補地を選定する。	最終処分場の候補地選定条件に合わせて、組合管内における人口重心から半径15kmの範囲とする。
土地造成の容易性	造成費は事業に大きく影響することから、造成が容易と想定される候補地を選定する。	250mメッシュで分割したエリア内の平均斜度が、20%以上のエリアを除外する。
構造物等の有無	施設整備に影響する構造物の影響しない候補地を選定する。	国道、主要地方道、工場等の大規模構造物の影響のない場所とする。
公共投資エリアの回避	大規模な土地改良を実施した土地や、今後整備を予定する土地など、行政運営の視点から残すべき場所を回避する。	構成市町等へ確認し、該当箇所を除外する。
隣接自治体からの距離	他行政に影響を与えない候補地を選定する。	行政境から500mの範囲を除外する。

表9 追加絞り込み条件

条件	条件の考え方	絞り込み方法
運搬経費の経済性	管内全域のごみ集積所からの搬入を受けるため、運搬経費が小さい候補地を選定する。	管内の各地区で発生する廃棄物量と、各地区から候補地への距離を乗じた数値の総計で評価し、運搬経費が小さいエリア（運搬経費が最小となるエリアの1.4倍以下）を抽出する。 排出場所を中学校区単位とし、候補地は1kmメッシュで分割したエリアとして評価を行う。
農業振興地域整備計画との整合性	農業振興地域は基本的に農業の振興を図るべき地域であるため、住民からの情報提供等により、営農に影響の少ない場所を選定する。	農業振興地域内をそれぞれの区域で次のとおり絞り込む。 ・ 農用地区域は、住民等から情報提供がある場合を除き除外する。 ・ 農業施設用地区域は、全て除外する。 ・ 用途指定のない白地区域は、全て除外しない。

## イ 評価方法

アによる絞込みの後、各候補地を次の手順で比較評価した。

### (7) 評価対象候補地の分割

評価に当たり、25ha超の広大な面積となるエリアは、25ha程度になるまで鉄道や河川、道路などの線形によって分割し、評価することとした。

#### 【分割の適用順】

- i 鉄道、高速道路、河川の線形で分割
- ii 県道、市道、私道の線形で分割（県道、市道、私道の幅員は、1.5m以上とする。）
- iii 500mメッシュで分割

### (4) 評価項目

評価項目は、表10のとおり、基本要素6項目、重要要素4項目の合計10項目で評価した。

### (5) 評価点

評価点の配点は、最高点を70点、最低点を16点とし、基本要素と重要要素の配分をおおむね3：4とした。

#### 【配点】

評価点…………… ◎= 5点、○= 3点、△= 1点  
要素区分による重みづけ… 基本要素=×1、重要要素=×2

表10 比較評価項目

評価項目	評価内容	評価基準	評価	
基本要素 (×1)	1 評価対象地内人口	稼働後の騒音や振動等による住民生活への影響を考え、候補地の対象地内人口数に応じて評価する。 ※ 評価対象地人口数は 250mメッシュの人口分布データから判断する。	対象地内人口が 10 人以下	◎
		対象地内人口が 11 人以上 30 人以下	○	
		対象地内人口が 31 人以上	△	
	2 敷地面積	敷地面積に余裕があれば施設の配置計画や拡張性が柔軟になることから、面積に応じて評価する。	対象面積が 12ha 以上	◎
			対象面積が 6 ha 以上 12ha 未満	○
			対象面積が 6 ha 未満	△
	3 道路状況	工事の容易性に影響するため、国道・主要地方道からの距離に応じて評価する。	国道・主要地方道からの距離が 1 km 以内	◎
			国道・主要地方道からの距離が 1 km 超 1.5km 以下	○
			国道・主要地方道からの距離が 1.5km 超	△
	4 取付道の有無	候補地までの道路整備コストに影響するため、国道・主要地方道から候補地までの取付道の状況に応じて評価する。	取付道の幅員が 3 m 以上	◎
			取付道の幅員が 1.5m 以上 3 m 未満	○
			取付道の幅員が 1.5m 未満又は取付道がない	△
5 土地の利用状況	土地造成及び取得の容易性に影響するため、候補地の土地の利用状況に応じて評価する。	空地、未利用地、山林、農地等	◎	
		工場用地等	○	
		住宅、商業施設用地等	△	
6 インフラ整備状況(上水・簡水)	施設で使用する水を確保するため、上水道等のインフラが整備状況に応じて評価する。	上水道等の給水エリア内	◎	
		上水道等の給水エリア外	○	
7 建造物の有無	主要地方道や工場等の大規模建造物については除外しているが、その他の建造物の状況に応じて評価する。	建造物を避けて 5 ha 程度確保可能	◎	
		建造物を避けずに 5 ha 程度確保できないが、建造物の移転が可能	○	
		建造物を避けずに 5 ha 程度確保できず、建造物の移転が困難	△	
8 土地造成の容易性	造成費は事業に大きく影響することから、造成に影響する候補地の平均斜度に応じて評価する。 ※ 平均斜度は 250mメッシュの平均斜度データより判断する。	平均斜度が 9 % 以下	◎	
		平均斜度が 9 % 超 15% 以下	○	
		平均斜度が 15% 超	△	
9 土地取得の容易性	土地取得の容易性に影響するため、構成市町が所有する土地か否か、住民等からの情報提供の状況に応じて評価する。 ※ 情報提供は、基本条件を満たす情報のみを指し、基本条件を満たさない情報は評価の対象としない。	構成市町が所有する土地であり且つ住民等からの情報提供がある	◎	
		構成市町が所有する土地である又は住民等からの情報提供がある	○	
		構成市町が所有する土地でなく住民等からの情報提供がない	△	
10 運搬経費の経済性	管内全域のごみ集積所から搬入を受けるため、運搬経費の評価に応じて評価する。 ※ 運搬経費の評価は、絞込み条件で算出した結果を使用する。	運搬経費が最小エリアの 1.2 倍以下	◎	
		運搬経費が最小エリアの 1.2 倍超 1.3 倍以下	○	
		運搬経費が最小エリアの 1.3 倍超	△	



② 第2次選定結果

ア 評価対象候補地の分割結果

絞り込み条件による絞り込みを行い、①のイの(ア)により分割した結果、評価対象となった候補地は238か所となった。

イ 比較評価結果

比較評価の結果、最高点は60点、最低点は26点であった。

このうち、総合評価点で区切った上位41か所の評価結果は、表11のとおりであった。

表11 比較評価結果表

比較項目	基礎要素 (×1)						重要要素 (×2)				総合評価	
	(1) 評価対象地内人口	(2) 敷地面積	(3) 道路状況	(4) 取付道の有無	(5) 土地利用状況	(6) インフラ整備状況	(7) 構造物	(8) 土地造成の容易性	(9) 土地取得の容易性	(10) 運搬経費の経済性		
候補対象地												
一関市	113	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	◎	60
一関市	82	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	△	◎	58
一関市	112	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	△	◎	58
一関市	141	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	△	◎	58
一関市	215	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	◎	58
一関市	218	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	58
一関市	60	◎	◎	◎	△	○	◎	◎	○	○	◎	56
一関市	81	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	△	◎	56
一関市	89	○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	△	◎	56
一関市	93	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	◎	△	◎	56
一関市	95	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	△	○	◎	56
一関市	118	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	△	◎	56
一関市	119	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	△	◎	56
一関市	130	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	△	◎	56
一関市	138	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	△	◎	56
一関市	139	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	△	◎	56
一関市	154	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	○	56
一関市	199	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	○	△	56
一関市	219	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	○	○	56
一関市	222	○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	△	◎	56
一関市	225	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	○	○	56
一関市	233	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	○	○	56
一関市	21	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	○	△	◎	54
一関市	23	◎	◎	○	◎	○	◎	◎	○	△	◎	54
一関市	62	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	○	△	◎	54
一関市	75	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	△	◎	54
一関市	77	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	△	◎	54
一関市	87	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	△	◎	54
一関市	99	○	◎	◎	◎	○	◎	○	◎	△	◎	54
一関市	107	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	○	△	◎	54
一関市	117	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	△	◎	54
一関市	128	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	△	◎	54
一関市	129	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	○	△	◎	54
一関市	132	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	△	◎	54
一関市	140	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	○	△	◎	54
一関市	149	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	△	○	54
一関市	160	◎	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	△	○	54
一関市	164	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	○	54
一関市	188	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	○	54
一関市	193	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	○	54
一関市	209	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	△	○	54

ウ 近接候補地の取扱いについて

第2次選定の評価に当たり、①のイの(ア)において候補地を便宜的に分割した。

しかし、施設整備は分割後の候補地の形状にとられるものではないことから、第2次選定における候補地の決定に当たり、ほぼ同条件と考えられる近接の複数の候補地については、そのうちの1か所を代表候補地として選定した。

(ア) 近接とみなすもの

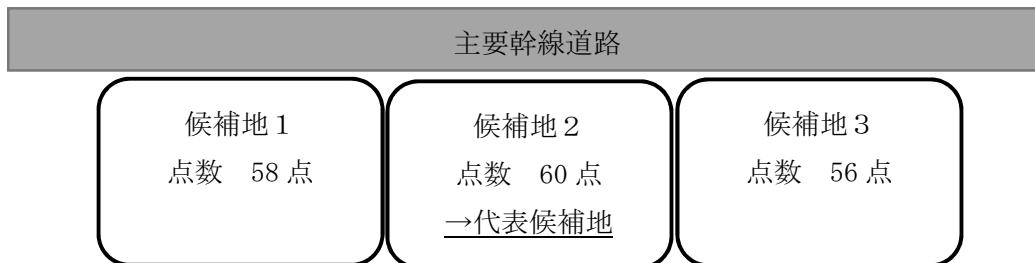
候補地が近接しており、かつ同一行政区内に存在しているもの

(対象地周辺の地形、道路、行政区等の関係を加味して取扱いを決定)

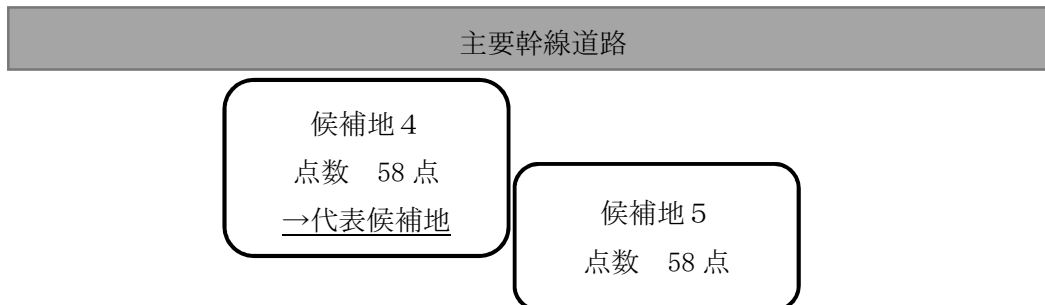
(イ) 代表候補地とするもの

- ㉞ 第2次選定の総合評価点が上位のもの
- ㉟ 第2次選定の総合評価点が同点の場合は、主要幹線道路により近接なもの
- ㊱ その他特殊な事情がある場合は個別に検討

(例1)



(例2)



(ウ) 近接候補地として取り扱う候補地及び代表候補地

- ㉞ No.81、No.82の代表候補地は、評価点数が上位であるNo.82とした。
- ㉟ No.112、No.113の代表候補地は、評価点数が上位であるNo.113とした。
- ㊱ No.138、No.139の代表候補地は、幹線道路に近接しているNo.139とした。

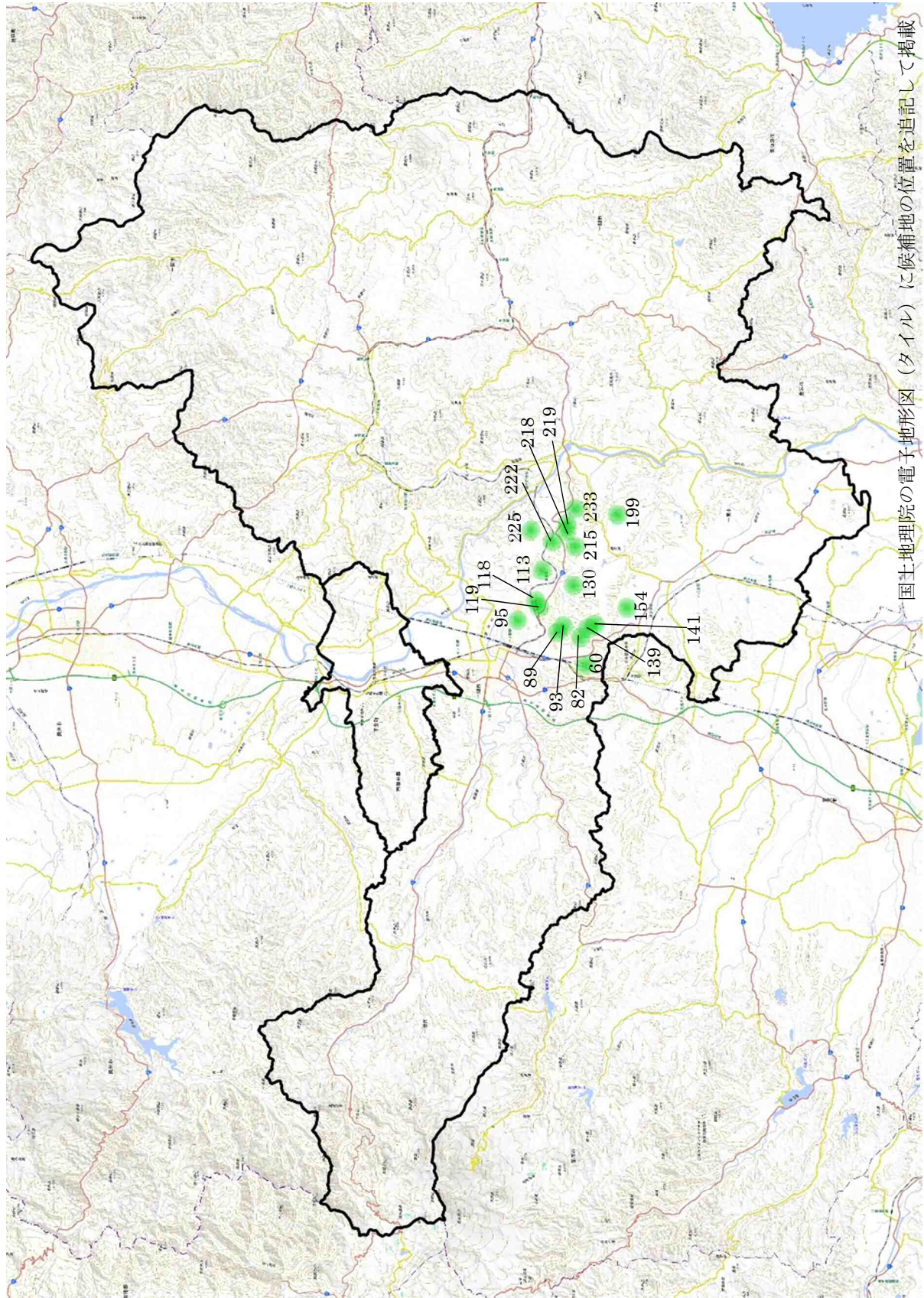
エ 第2次選定における候補地の選定

第2次選定の評価結果(②のア)において、総合評価点が56点以上となる上位22か所のうち、②のイの(ウ)の代表候補地としない近接候補地(No.81、No.112、No.138)を除いた19か所を第2次選定候補地として選定した。

選定した第2次選定候補地は、表12及び図2のとおり。

表12 第2次選定結果

No.	候補地No.	主な字名
1	60	一関市真柴字牧田外
2	82	一関市真柴字堀場外
3	89	一関市字沢外
4	93	一関市真柴字堀場外
5	95	一関市東台外
6	113	一関市滝沢字小林外
7	118	一関市滝沢字矢ノ目沢外
8	119	一関市滝沢字矢ノ目沢外
9	130	一関市滝沢字小倉沢外
10	139	一関市真柴字燕沢外
11	141	一関市真柴字吉野沢外
12	154	一関市花泉町金沢字大門沢外
13	199	一関市花泉町金沢字馳場外
14	215	一関市滝沢字南沢外
15	218	一関市滝沢字道目木外
16	219	一関市弥栄字釜ノ沢外
17	222	一関市滝沢字石法華外
18	225	一関市滝沢字藤外
19	233	一関市弥栄字一ノ沢外



国土地理院の電子地形図（タイトル）に候補地の位置を追記して掲載

図2 第2次選定結果

(5) 第3次選定の条件と結果

① 第3次選定条件

第2次選定において選定された19か所の候補地について、評価①の評価により上位7か所～8か所の現地調査対象候補地を抽出し、抽出した現地調査対象候補地を現地調査の上、委員が採点する評価②により評価し、第2次選定と第3次選定（評価①と評価②）の評価点の総計から3か所～5か所程度を選定することとした。

ア 評価①

次の項目について評価を行い、第2次選定における評価点数に加算することとした。

(7) 評価項目

表13に示す評価項目により、比較評価することとした。

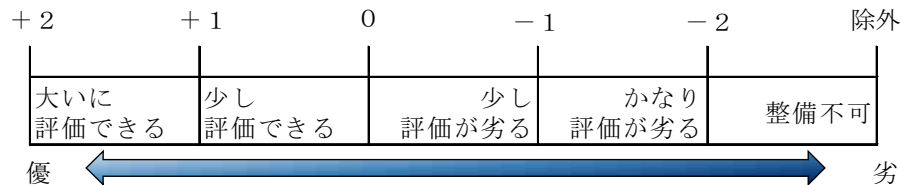
表13 評価①の評価項目

項目	内容
技術面の評価 (配点×1.0)	地盤・地質の調査
土地利用面の評価 (配点×0.5)	① 配置の自由度 ② 必要容量確保の可否 ③ 土地利用計画
経済面の評価 (配点×1.5)	① 敷地造成費 ② 取付道路延長 ③ 土地の価格 ④ 維持管理費
土地権利面の評価 (配点×1.5)	① 所有者数 ② 遠隔地在住の所有者数 ③ 未相続・筆界未定・共有の土地の有無 ④ 地役権・地上権の有無 ⑤ 抵当権等の有無
その他考慮すべき事項 (配点×0.5)	① 地域における土地利用の現状 ② 売電時の可能性 ③ 希少動植物生息域状況 ④ その他

(i) 配点及び 採点基準

項目ごとに、次の評価を行うこととした。

(配点：合計最高点10点、合計最低点△10点)



イ 評価②

現地調査対象候補地の現地調査を行い、各委員がそれぞれ採点した平均値を評価①の点数に加算することとした。

(ア) 評価項目

表14に示す評価項目により、比較評価することとした。

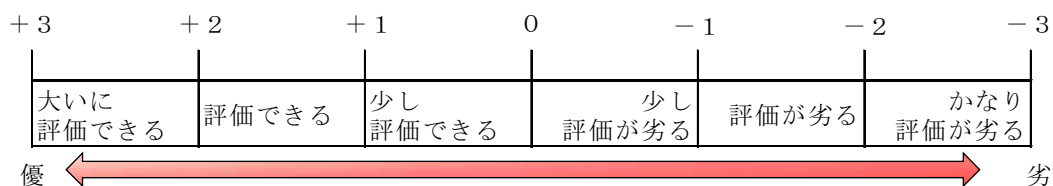
表14 評価②の評価項目

項目	内容
自然環境面の評価 (配点×1)	施設建設に伴う自然環境への影響を評価
生活環境面の評価 (配点×1)	施設建設に伴う生活環境への影響を評価
総合的評価 (配点×2)	候補地の総合的な評価

(イ) 配点及び採点基準

項目ごとに、次の評価を行うこととした。

(配点：合計最高点12点、合計最低点△12点)



② 第3次選定結果

ア 評価①

評価①の評価結果表は、表15のとおりであり、最高得点は60点、最低得点は48.5点であった。

評価①における各評価項目の評価の詳細を表16、表17、表18、表19に、評価項目の説明を表20に示す。

評価①の結果、現地調査対象候補地を上位7か所とした。

表 15 評価①評価結果表

候補地 No.	第2次選定比較評価	第3次選定評価①							合計	総計
		技術面の評価 ×1.0	土地利用面の評価 ×0.5	経済面の評価 ×1.5	土地権利面の評価 ×1.5	その他考慮すべき事項 ×0.5	土地権利面の評価 ×1.5	その他考慮すべき事項 ×0.5		
60	56	点 数 コメント ・ 基盤岩：△ ・ 盛土流用：× ・ 微地形の変化：△ ※地形の不安要素あり	△1 × 0.5 = △0.5 ・ 陰地割合：0.378	0 × 1.5 = 0.0 ・ 敷地造成面積：59,200 m <sup>2</sup> ・ 取付道路延長：360m	1 × 1.5 = 1.5 ・ 所有者数：1人 ・ 地上権設定地有	0 × 0.5 = 0.0	0 × 0.5 = 0.0	0 × 0.5 = 0.0	0.0	56.0
82	58	点 数 コメント ・ 基盤岩：△ ・ 盛土流用：× ・ 微地形の変化：△ ※地形の不安要素あり	1 × 0.5 = 0.5 ・ 陰地割合：0.164	0 × 1.5 = 0.0 ・ 敷地造成面積：60,500 m <sup>2</sup> ・ 取付道路延長：360m	1 × 1.5 = 1.5 ・ 所有者数：4人 ・ 未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：2人 ・ 地上権設定利有	0 × 1.5 = 0.0	0 × 0.5 = 0.0	0 × 0.5 = 0.0	1.0	59.0
89	56	点 数 コメント ・ 基盤岩：△ ・ 盛土流用：× ・ 微地形の変化：△	1 × 0.5 = 0.5 ・ 陰地割合：0.167	1 × 1.5 = 1.5 ・ 敷地造成面積：53,100 m <sup>2</sup> ・ 取付道路延長：680m	△1 × 1.5 = △1.5 ・ 所有者数：7人 ・ 遠隔地在住の所有者数：5人 ・ 未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：5人 ・ 地役権設定地有	1 × 1.5 = 1.5	0 × 0.5 = 0.0	0 × 0.5 = 0.0	0.5	56.5
93	56	点 数 コメント ・ 基盤岩：△ ・ 盛土流用：× ・ 微地形の変化：△ ※地形の不安要素あり	0 × 0.5 = 0.0 ・ 陰地割合：0.194	2 × 1.5 = 3.0 ・ 敷地造成面積：50,500 m <sup>2</sup> ・ 取付道路延長：430m	1 × 1.5 = 1.5 ・ 所有者数：8人	2 × 1.5 = 3.0	0 × 0.5 = 0.0	0 × 0.5 = 0.0	3.5	59.5
95	56	点 数 コメント ・ 基盤岩：△ ・ 盛土流用：△ ・ 微地形の変化：× ※地形の不安要素あり	0 × 0.5 = 0.0 ・ 陰地割合：0.329	1 × 1.5 = 1.5 ・ 敷地造成面積：61,600 m <sup>2</sup> ・ 取付道路改良不要	1 × 1.5 = 1.5 ・ 所有者数：5人 ・ 遠隔地在住の所有者数：2人	1 × 1.5 = 1.5	0 × 0.5 = 0.0	0 × 0.5 = 0.0	1.0	57.0
113	60	点 数 コメント ・ 基盤岩：△ ・ 盛土流用：× ・ 微地形の変化：△ ※地形の不安要素あり	△1 × 0.5 = △0.5 ・ 陰地割合：0.400	0 × 1.5 = 0.0 ・ 敷地造成面積：60,700 m <sup>2</sup> ・ 取付道路延長：590m	△1 × 1.5 = △1.5 ・ 所有者数：15人 ・ 遠隔地在住の所有者数：1人 ・ 未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：8人	0 × 1.5 = 0.0	0 × 0.5 = 0.0	1 × 0.5 = 0.5	△2.5	57.5
118	56	点 数 コメント ・ 基盤岩：△ ・ 盛土流用：× ・ 微地形の変化：△	0 × 0.5 = 0.0 ・ 陰地割合：0.342	△1 × 1.5 = △1.5 ・ 敷地造成面積：64,400 m <sup>2</sup> ・ 取付道路延長：220m	△1 × 1.5 = △1.5 ・ 所有者数：13人 ・ 遠隔地在住の所有者数：1人	△1 × 1.5 = △1.5	0 × 0.5 = 0.0	0 × 0.5 = 0.0	△3.0	53.0
119	56	点 数 コメント ・ 基盤岩：△ ・ 盛土流用：× ・ 微地形の変化：△	0 × 0.5 = 0.0 ・ 陰地割合：0.296	1 × 1.5 = 1.5 ・ 敷地造成面積：63,000 m <sup>2</sup> ・ 取付道路改良不要	0 × 1.5 = 0.0 ・ 所有者数：10人 ・ 遠隔地在住の所有者数：3人 ・ 未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：4人	1 × 1.5 = 1.5	0 × 0.5 = 0.0	0 × 0.5 = 0.0	1.5	57.5
130	56	点 数 コメント ・ 基盤岩：△ ・ 盛土流用：× ・ 微地形の変化：× ※地形の不安要素あり	△1 × 0.5 = △0.5 ・ 陰地割合：0.400	△2 × 1.5 = △3.0 ・ 敷地造成面積：58,500 m <sup>2</sup> ・ 取付道路延長：1,000m	△2 × 1.5 = △3.0 ・ 所有者数：11人 ・ 未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：2人	△2 × 1.5 = △3.0	0 × 0.5 = 0.0	0 × 0.5 = 0.0	△5.5	50.5



139	56	点数 コメント	$\Delta 2 \times 1.0 = \Delta 2.0$ ・ 基盤岩： $\Delta$ ・ 盛土流用： $\times$ ・ 微地形の変化： $\times$ ※ 地形の不安要素あり	$2 \times 0.5 = 1.0$ ・ 陰地割合：0.000	$2 \times 1.5 = 3.0$ ・ 敷地造成面積：61,200 m <sup>2</sup> ・ 取付道路改良不要	$0 \times 1.5 = 0.0$ ・ 所有者数：10人 ・ 遠隔地在住の所有者数：1人	$0 \times 0.5 = 0.0$	2.0	58.0
141	56	点数 コメント	$\Delta 2 \times 1.0 = \Delta 2.0$ ・ 基盤岩： $\Delta$ ・ 盛土流用： $\times$ ・ 微地形の変化： $\times$ ※ 地形の不安要素あり	$1 \times 0.5 = 0.5$ ・ 陰地割合：0.091	$\Delta 2 \times 1.5 = \Delta 3.0$ ・ 敷地造成面積：57,100 m <sup>2</sup> ・ 取付道路延長：950m	$\Delta 1 \times 1.5 = \Delta 1.5$ ・ 所有者数：14人 ・ 遠隔地在住の所有者数：1人	$0 \times 0.5 = 0.0$	$\Delta 6.0$	50.0
154	56	点数 コメント	$\Delta 1 \times 1.0 = \Delta 1.0$ ・ 基盤岩： $\Delta$ ・ 盛土流用： $\times$ ・ 微地形の変化： $\Delta$ ※ 地形の不安要素あり	$\Delta 1 \times 0.5 = \Delta 0.5$ ・ 陰地割合：0.383	$2 \times 1.5 = 3.0$ ・ 敷地造成面積：56,700 m <sup>2</sup> ・ 取付道路改良不要	$0 \times 1.5 = 0.0$ ・ 所有者数：13人	$0 \times 0.5 = 0.0$	1.5	57.5
199	56	点数 コメント	$\Delta 1 \times 1.0 = \Delta 1.0$ ・ 基盤岩： $\Delta$ ・ 盛土流用： $\times$ ・ 微地形の変化： $\Delta$ ※ 地形の不安要素あり	$0 \times 0.5 = 0.0$ ・ 陰地割合：0.342	$\Delta 1 \times 1.5 = \Delta 1.5$ ・ 敷地造成面積：61,900 m <sup>2</sup> ・ 取付道路延長：530m	$2 \times 1.5 = 3.0$ ・ 所有者数：6人	$0 \times 0.5 = 0.0$	0.5	56.5
215	58	点数 コメント	$0 \times 1.0 = 0.0$ ・ 基盤岩： $\Delta$ ・ 盛土流用： $\times$ ・ 微地形の変化： $\Delta$	$0 \times 0.5 = 0.0$ ・ 陰地割合：0.363	$\Delta 1 \times 1.5 = \Delta 1.5$ ・ 敷地造成面積：57,800 m <sup>2</sup> ・ 取付道路延長：670m	$0 \times 1.5 = 0.0$ ・ 所有者数：14人 ・ 地役権設定地有	$0 \times 0.5 = 0.0$	$\Delta 1.5$	56.5
218	58	点数 コメント	$\Delta 1 \times 1.0 = \Delta 1.0$ ・ 基盤岩： $\Delta$ ・ 盛土流用： $\times$ ・ 微地形の変化： $\Delta$ ※ 地形の不安要素あり	$0 \times 0.5 = 0.0$ ・ 陰地割合：0.275	$1 \times 1.5 = 1.5$ ・ 敷地造成面積：56,500 m <sup>2</sup> ・ 取付道路延長：530m	$1 \times 1.5 = 1.5$ ・ 所有者数：9人	$0 \times 0.5 = 0.0$	2.0	60.0
219	56	点数 コメント	$\Delta 2 \times 1.0 = \Delta 2.0$ ・ 基盤岩： $\Delta$ ・ 盛土流用： $\times$ ・ 微地形の変化： $\times$ ※ 地形の不安要素あり	$\Delta 2 \times 0.5 = \Delta 1.0$ ・ 陰地割合：0.536	$\Delta 1 \times 1.5 = \Delta 1.5$ ・ 敷地造成面積：64,900 m <sup>2</sup> ・ 取付道路延長：240m	$\Delta 2 \times 1.5 = \Delta 3.0$ ・ 所有者数：138人 ・ 遠隔地在住の所有者数：6人 ・ 未相続・筆界未定・共有の土地の名義数：128人	$0 \times 0.5 = 0.0$	$\Delta 7.5$	48.5
222	56	点数 コメント	$2 \times 1.0 = 2.0$ ・ 基盤岩： $\circ$ ・ 盛土流用： $\circ$ ・ 微地形の変化： $\circ$	$1 \times 0.5 = 0.5$ ・ 陰地割合：0.074	$0 \times 1.5 = 0.0$ ・ 敷地造成面積：57,200 m <sup>2</sup> ・ 取付道路延長：360m	$1 \times 1.5 = 1.5$ ・ 所有者数：4人 ・ 遠隔地在住の所有者数：1人	$0 \times 0.5 = 0.0$	4.0	60.0
225	56	点数 コメント	$2 \times 1.0 = 2.0$ ・ 基盤岩： $\circ$ ・ 盛土流用： $\circ$ ・ 微地形の変化： $\circ$	$1 \times 0.5 = 0.5$ ・ 陰地割合：0.091	$\Delta 1 \times 1.5 = \Delta 1.5$ ・ 敷地造成面積：56,500 m <sup>2</sup> ・ 取付道路延長：1,200m	$2 \times 1.5 = 3.0$ ・ 所有者数：1人	$0 \times 0.5 = 0.0$	4.0	60.0
233	56	点数 コメント	$1 \times 1.0 = 1.0$ ・ 基盤岩： $\Delta$ ・ 盛土流用： $\Delta$ ・ 微地形の変化： $\Delta$	$0 \times 0.5 = 0.0$ ・ 陰地割合：0.315	$1 \times 1.5 = 1.5$ ・ 敷地造成面積：59,800 m <sup>2</sup> ・ 取付道路延長：250m	$1 \times 1.5 = 1.5$ ・ 所有者数：5人 ・ 遠隔地在住の所有者数：1人 ・ 地役権設定地有	$0 \times 0.5 = 0.0$	4.0	60.0

表 16 技術面の評価

候補地 No.	基盤岩	盛土流用	微地形の変状など	点数
60	△：土砂～低固結軟岩	×：砂質粘土等※	△：緩やかな山容で風化層厚い (鞍部あり)	△1
82	△：土砂～低固結軟岩	×：砂質粘土等※	△：緩やかな山容で風化層厚い (鞍部あり)	△1
89	△：土砂～低固結軟岩	×：砂質粘土、砂礫等※	△：緩やかな山容で風化層厚い	0
93	△：土砂～低固結軟岩	×：砂質粘土、砂礫等※	△：緩やかな山容で風化層厚い (鞍部あり)	△1
95	△：低固結軟岩	△：砂質粘土、粘土質砂	×：概ね安定しているが、沢地形	△2
113	△：土砂～低固結軟岩	×：砂質粘土、砂礫等※	△：緩やかな山容で風化層厚い (鞍部あり)	△1
118	△：土砂～低固結軟岩	×：砂質粘土、砂礫等※	△：緩やかな山容で風化層厚い	0
119	△：土砂～低固結軟岩	×：砂質粘土、砂礫等※	△：緩やかな山容で風化層厚い	0
130	△：土砂～低固結軟岩	×：砂質粘土、砂礫等※	×：緩やかな山容で風化層厚い、 崩壊地形見られる	△2
139	△：土砂～低固結軟岩	×：砂質粘土、砂礫等※	×：リニアメント確認、 風化層厚い	△2
141	△：土砂～低固結軟岩	×：砂質粘土等※	×：緩やかな山容で風化層厚い、 崩壊地形見られる	△2
154	△：土砂～低固結軟岩	×：砂質粘土等※	△：緩やかな山容で風化層厚い (鞍部あり)	△1
199	△：土砂～低固結軟岩	×：砂質粘土、砂礫等※	△：緩やかな山容で風化層厚い (鞍部あり)	△1
215	△：土砂～低固結軟岩	×：砂質粘土、砂礫等※	△：緩やかな山容で風化層厚い	0
218	△：土砂～低固結軟岩	×：砂質粘土、砂礫等※	△：緩やかな山容で風化層厚い (鞍部あり)	△1
219	△：土砂～低固結軟岩	×：砂質粘土、砂礫等※	×：崩壊地形を多数確認	△2
222	○：軟岩～硬岩	○：砂礫、粘土交じり礫	○：概ね安定	2
225	○：軟岩～硬岩	○：砂礫、粘土交じり礫	○：概ね安定	2
233	△：土砂～硬岩	△：砂礫、砂質粘土、 粘土混じり礫	△：概ね安定、 南側やや風化層厚い	1

※高含水比で改良が必要

表 17 土地利用面の評価

候補地No.	平場面積 (ha)	想定整形地面積 (ha)	陰地割合	点数
60	5.1	8.2	0.378	△1
82	5.1	6.1	0.164	1
89	5.0	6.0	0.167	1
93	5.0	6.2	0.194	0
95	5.1	7.6	0.329	0
113	5.1	8.5	0.400	△1
118	5.0	7.6	0.342	0
119	5.0	7.1	0.296	0
130	5.1	8.5	0.400	△1
139	5.0	5.0	0.000	2
141	5.0	5.5	0.091	1
154	5.0	8.1	0.383	△1
199	5.0	7.6	0.342	0
215	5.1	8.0	0.363	0
218	5.0	6.9	0.275	0
219	5.1	11.0	0.536	△2
222	5.0	5.4	0.074	1
225	5.0	5.5	0.091	1
233	5.0	7.3	0.315	0

表 18 経済面の評価

候補地No.	造成面積 (m <sup>2</sup> )	評価 (5割)	取付道路延長 (m)	評価 (5割)	合計	総合評価
60	59,200	0	360	0	0.0	0
82	60,500	0	360	0	0.0	0
89	53,100	2	680	△1	0.5	1
93	50,500	2	430	0	1.0	2
95	61,600	△1	0	2	0.5	1
113	60,700	0	590	0	0.0	0
118	64,400	△2	220	1	△0.5	△1
119	63,000	△1	0	2	0.5	1
130	58,500	0	1,000	△2	△1.0	△2
139	61,200	0	0	2	1.0	2
141	57,100	0	950	△2	△1.0	△2
154	56,700	0	0	2	1.0	2
199	61,900	△1	530	0	△0.5	△1
215	57,800	0	670	△1	△0.5	△1
218	56,500	1	530	0	0.5	1
219	64,900	△2	240	1	△0.5	△1
222	57,200	0	360	0	0.0	0
225	56,500	1	1,200	△2	△0.5	△1
233	59,800	0	250	1	0.5	1

表 19 土地権利面の評価

候補地 No.	所有者数 (人)	評価 (4割)	遠隔地在 住の所有 者数 (人)	評価 (3割)	未相続・ 筆界未定 ・共有の 土地の名 義数 (人)	評価 (2割)	地役権・ 地上権の 有無	評価 (1割)	合計	総合 評価
60	1	2		1		1	地上権	△1	1.2	1
82	4	2		1	2	0	地上権	△1	1.0	1
89	7	1	5	△1	5	0	地役権	0	0.1	△1
93	8	1		1		1		1	1.0	1
95	5	2	2	0		1		1	1.1	1
113	15	0	1	0	8	0		1	0.1	△1
118	13	0	1	0		1		1	0.3	△1
119	10	1	3	0	4	0		1	0.5	0
130	11	1		1	2	0		1	0.8	0
139	10	1	1	0		1		1	0.7	0
141	14	0	1	0		1		1	0.3	△1
154	13	0		1		1		1	0.6	0
199	6	2		1		1		1	1.4	2
215	14	0		1		1	地役権	0	0.5	0
218	9	1		1		1		1	1.0	1
219	138	△2	6	△1	128	△2		1	△1.4	△2
222	4	2	1	0		1		1	1.1	1
225	1	2		1		1		1	1.4	2
233	5	2	1	0		1	地役権	0	1.0	1

表 20 評価項目説明資料

評価項目 配点	技術面の評価		土地利用面の評価		経済面の評価		土地権利面の評価		その他考慮すべき事項	
	2点×1.0	2点×0.5	2点×0.5	2点×1.5	2点×1.5	2点×1.5	2点×1.5	2点×0.5	2点×0.5	2点×0.5
10					敷地造成費	工事面積に応じて評価する。	所有者数	所有者数に応じて評価する。		《地域における土地利用の現状》 候補地に神社仏閣があり、その土地が地域の信仰の対象となっているなどの考慮すべき事情を評価する。
20										
30										
40										
50	重量の大きい工作物を築造するため、地盤・地質の状況	施設の配置しやすい整形地を基本とし、造成地の形状で評価する。	配置の自由度				おおむね、盛岡、仙台（自動車移動で片道2時間程度の距離）より遠くを遠隔地とし、遠隔地の在住者数に応じて評価する。			
60							未相続・筆界未定・共有の土地の有無	明らかに相続が行われていない土地や、筆界未定の土地、共有地の有無を評価する。		《売電時の可能性》 売電の選択肢が増えることから、工業団地、発電施設等との近接の状況を評価する。
70					取付道路延長	取付道路は、2車線の国道又は市道から候補地まで新設・改良するものとし、その延長に応じて評価する。	地役権・地上権の有無	地役権・地上権の有無を評価する。		《その他》 その他個別の事情があれば評価する。
80										
90										
100										
除外			必要面積確保の可否	施設用地として5ha程度が確保できない場合は除外する。						個別の事情により、用地造成等ができないと判断される場合は除外する。
			土地利用計画	国、県、一関市及び平泉町において特定の目的をもって土地を集積する計画について調査したが、該当はなかった。	土地の価格	各候補地は主に山林や原野などのため、山林の固定資産税評価額を確認したところ、17.20～20.10円/m <sup>2</sup> と有意な差は確認できなかった。	抵当権等の有無	抵当・根抵当・差押等の権利登記がされた土地があるが、土地取得上の支障項目として評価しない。		県に照会した結果、一部希少動植物の生息が確認された候補地はあったが、整備を制限される候補地はなかった。
上記のほか考慮した項目					維持管理費	候補地の場外に問わず、施設自体の維持管理費には大きな差異はないことから、支障項目として評価しない。				

イ 評価②の評価結果

現地調査対象候補地7か所を現地調査の上、評価②の評価を行った。

評価②の評価結果表は、表21のとおりであった。

表 21 第3次選定相対評価結果表

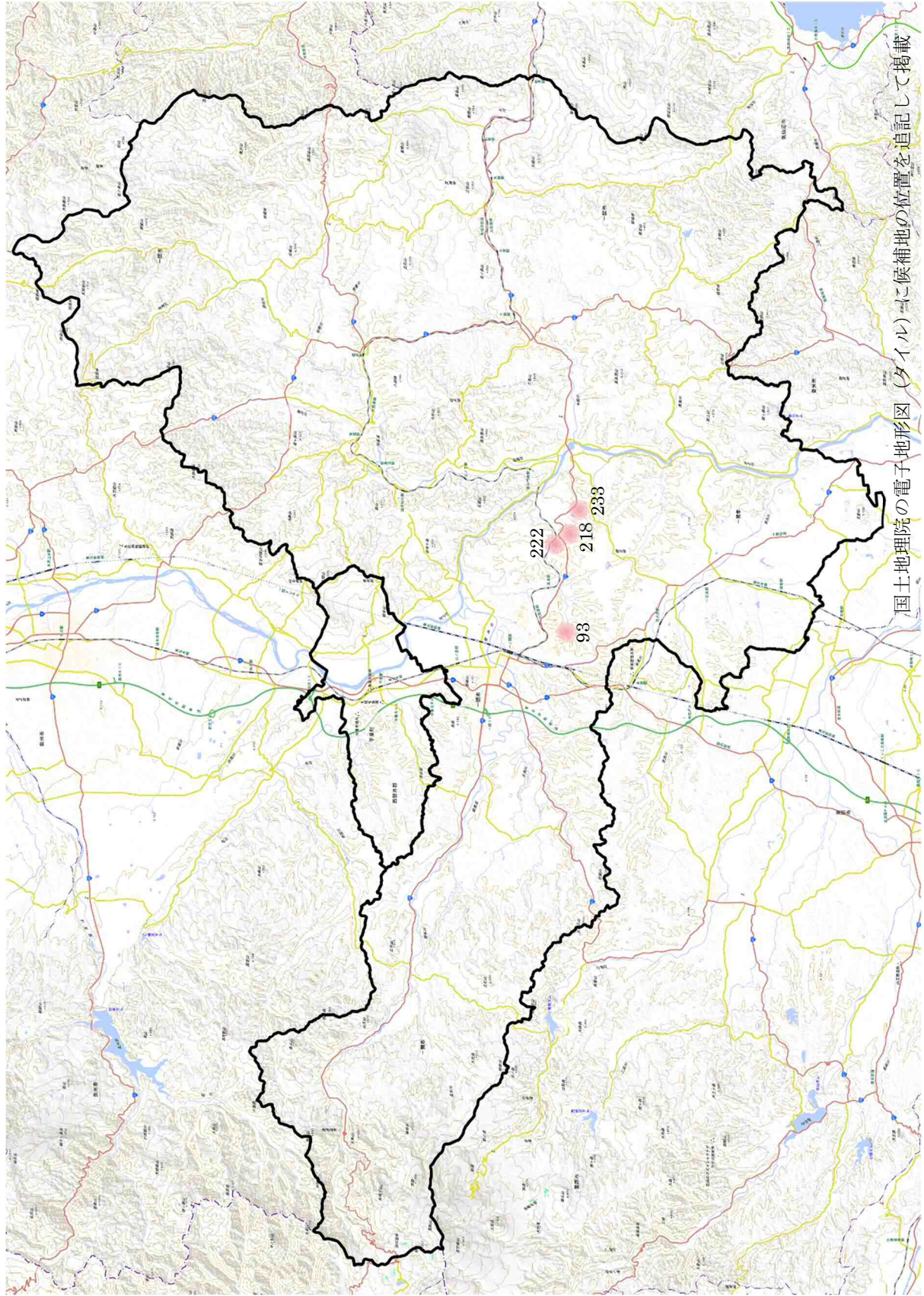
候補地 No.	第2次 選定	第3次選定					総計 A+B+C
	比較 評価 (A)	評価① (B)	評価②				
			1 自然環境面の評価 × 1	2 生活環境面の評価 × 1	3 総合評価 × 2	合計 (C)	
82	58	1.0	$0.0 \times 1 = 0.0$	$0.3 \times 1 = 0.3$	$\Delta 0.3 \times 2 = \Delta 0.6$	$\Delta 0.3$	58.7
93	56	3.5	$0.3 \times 1 = 0.3$	$0.0 \times 1 = 0.0$	$0.3 \times 2 = 0.6$	0.9	60.4
139	56	2.0	$\Delta 0.1 \times 1 = \Delta 0.1$	$0.6 \times 1 = 0.6$	$0.4 \times 2 = 0.8$	1.3	59.3
218	58	2.0	$0.1 \times 1 = 0.1$	$0.6 \times 1 = 0.6$	$0.0 \times 2 = 0.0$	0.7	60.7
222	56	4.0	$0.9 \times 1 = 0.9$	$0.6 \times 1 = 0.6$	$1.1 \times 2 = 2.2$	3.7	63.7
225	56	4.0	$\Delta 0.1 \times 1 = \Delta 0.1$	$\Delta 0.4 \times 1 = \Delta 0.4$	$\Delta 0.9 \times 2 = \Delta 1.8$	$\Delta 2.3$	57.7
233	56	4.0	$1.0 \times 1 = 1.0$	$0.9 \times 1 = 0.9$	$1.6 \times 2 = 3.2$	5.1	65.1

※評価②は各委員の点数の平均を小数点第2位で四捨五入した値

ウ 候補地の選定

候補地は、第2次選定と第3次選定の総計点を比較し、委員会として適地と評価しうる上位4位までを選定した。

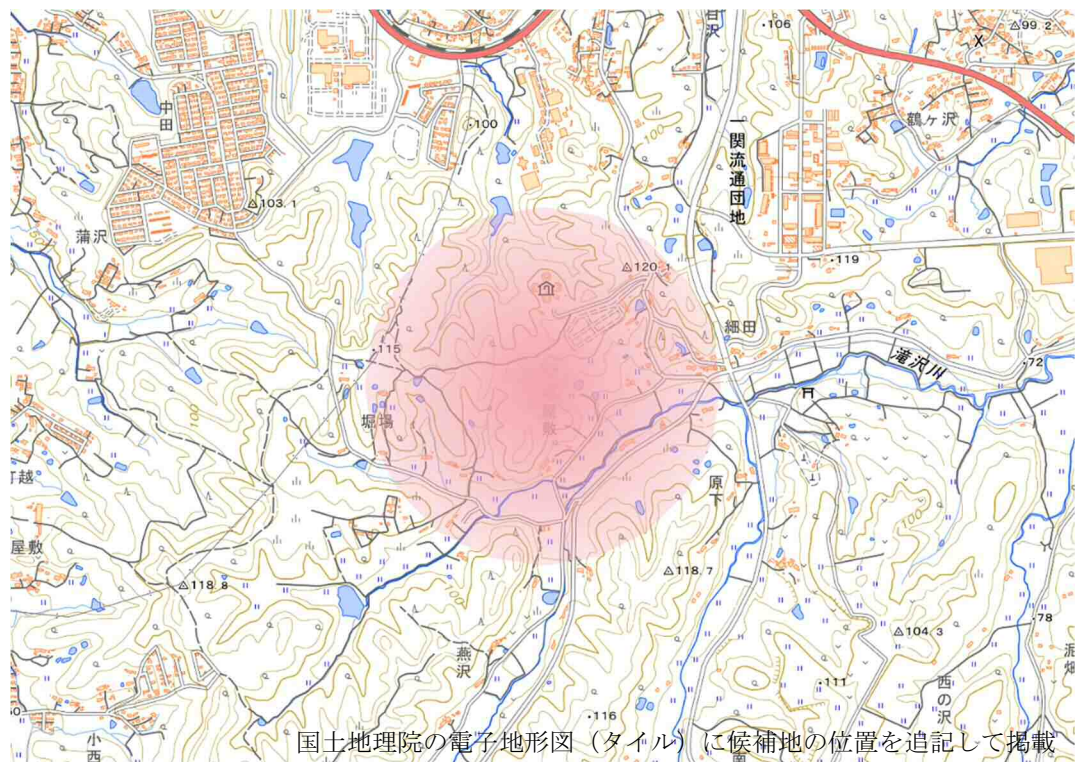
候補地に選定した4か所は、図3のとおりである。



国土地理院の電子地形図（タイトル）に候補地の位置を追記して掲載

図3 第3次選定結果（全体図）

候補地① No.93 (一関市真柴字堀場外)



補足

- ・候補地内に希少動植物生息の可能性があるので、適切な対応が必要

候補地② No.218 (一関市滝沢字道目木外)

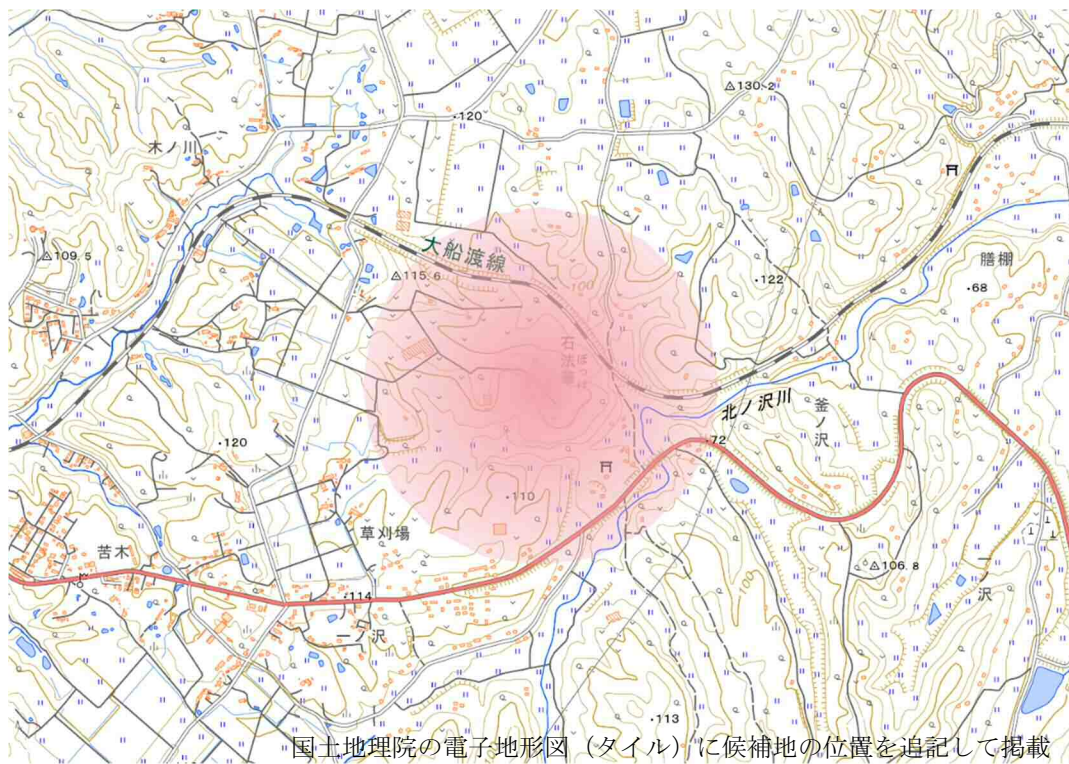


補足

- ・候補地内に埋蔵文化財包蔵地があるので、適切な対応が必要



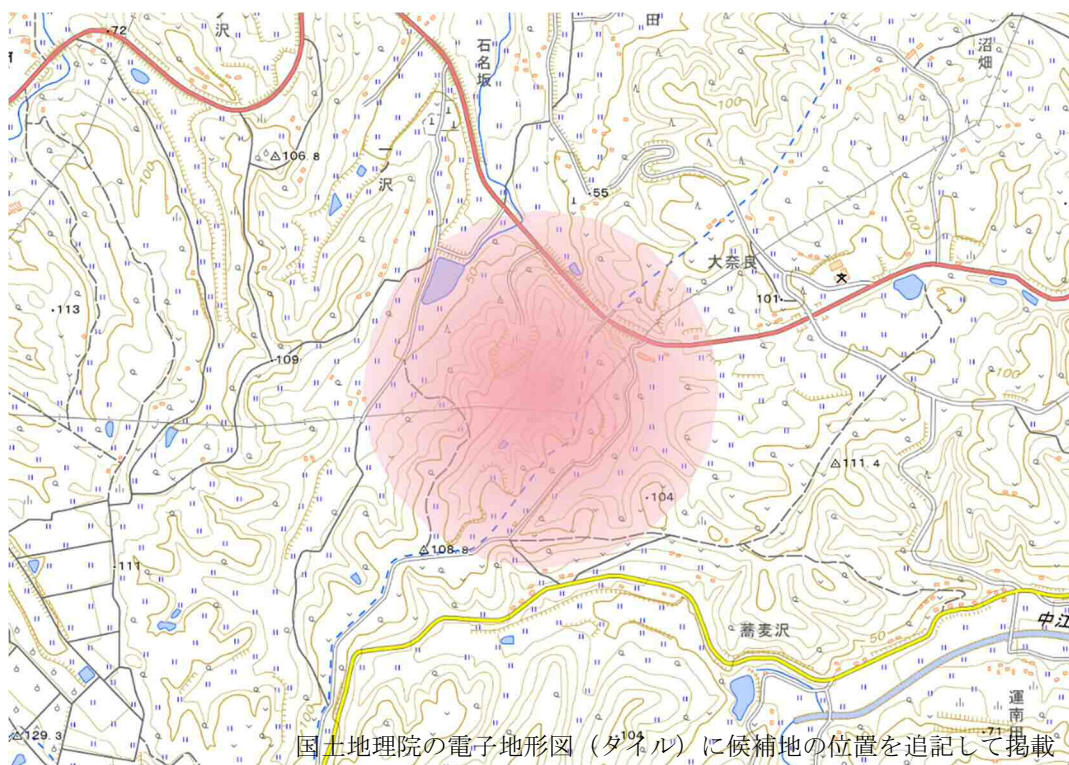
候補地③ No.222 (一関市滝沢字石法華外)



補足

- ・ 候補地内に希少動植物生息の可能性があるので、適切な対応が必要

候補地④ No.233 (一関市弥栄字一ノ沢外)



補足

- ・ 候補地内に地すべり地形分布図に該当する箇所があるので、適切な対応が必要

## おわりに

本委員会は、約1年1か月間にわたり、延べ8回の協議を重ねてきましたが、評価に当たっては、すべての評価項目について、現時点で可能な限りの判断材料となる資料を取りそろえ、客観的な評価ができるよう努めました。

評価項目の中には、地質、希少動植物など、候補地選定の段階では、詳細な調査が困難な項目もありましたが、各種資料の確認、現地調査等により現況を把握した上で評価をしました。

なお、本委員会の役割は、整備候補地の選定をすることにあります。組合が施設整備を進めるに当たっては、次の点に配慮願います。

- ・ 環境影響調査や地質調査を基に、環境保全や防災などについて、さらに検証されたい。
- ・ 施設規模やごみ処理方式等について、詳細な検討を進めるに当たっては、今後、選定される候補地の地元の安全確保・生活環境の保全に配慮し、十分な説明を行った上で整備を進められたい。
- ・ ごみの分別やリサイクルの促進を図り、焼却量の減量に努められたい。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設が地域に調和し、環境にやさしく、循環型社会の形成に貢献するとともに、組合が安全で安定した施設運営を進めることにより、住民が安心できる施設となることを要望し、本委員会の報告とします。



参考 一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設  
候補地選定委員会設置要綱

平成30年8月13日  
一関地区広域行政組合告示第36号

(設置)

第1 平成29年3月に策定した廃棄物処理基本構想に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設及び関連施設（以下「施設等」という。）の整備候補地の選定等を行うため、一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の整備候補地の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、管理者が招集する。

- 2 委員会の会議は、半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第7 委員は、候補地の選定等の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人及びその他の団体の権利利益を害するおそれがあるもの並びに事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを他人に漏らしてならない。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、総務管理課において行う。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

制定文(抄)(平成30年8月13日告示第36号)

平成30年9月1日から施行する。